

一般社団法人日本ロボット学会 社員総会における委任状の電磁的方法での提出に関する内規

2023年4月13日 理事会制定

1. 本会社員（代議員）は、社員総会の委任状を電磁的方法で提出することができる。
2. 委任状を電磁的方法で提出する種類は以下とする。
 - A. 電子メール本文に必要事項を記載し事務局に送信する。
 - B. 事務局にて準備したWEBフォームに必要事項を記入して送信する。
 - C. 学会ホームページ会員マイページ等にログインし、用意された委任状送信システムを利用して送信する。
3. 委任状に記載する必要事項は以下とする。
 - A. 社員（代議員）氏名。
 - B. 社員（代議員）所属。
 - C. 社員（代議員）が指名する代理人に議決権の権限を委任する旨の意思確認。
 - D. 代理人に指名する者の氏名。
4. 本内規は以下の法律を根拠とする
 - A. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第五十条第三項
 - B. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令 第二条
5. 本内規の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は2023年4月13日より実施する。